

奈良市公報

号外第9号

平成23年 3月31日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則	
○奈良市公印規則の一部を改正する規則……………	1
告 示	
○市道路線の認定……………	1
○道路の区域決定……………	1
○道路の供用開始……………	2
○都市計画道路事業の事業計画の認可に伴う図書の写しの公衆縦覧（2件）……………	2
○予防接種の実施の一部改正……………	2
○放置自転車等の保管……………	2
○奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示……………	3
○住居表示を実施すべき区域等の決定……………	3
○都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧（3件）……………	3
○放置自転車等の保管……………	4
○街区の区域及び街区符号の変更……………	4
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………	4
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………	4
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	5
○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………	5
○都市計画地区計画の変更案の公衆縦覧……………	5
○奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示……………	6
○放置自転車等の保管（2件）……………	6
○奈良市簡易水道指定給水装置工事業者の指定……………	6
○町の区域の変更……………	6
○放置自転車等の保管……………	7
○奈良市議会定例会の招集……………	7
○生活保護法の規定による施術者の指定……………	7

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………	7
公 営 企 業	
○奈良市水道局指定給水装置工事業者からの事業の廃止の届出……………	7
○奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定……………	7
教 育 委 員 会	
○定例教育委員会の開催……………	8
選 挙 管 理 委 員 会	
○奈良市の投票区についての一部改正……………	8
農 業 委 員 会	
○農政部会の招集……………	8

規 則

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年 2月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第2号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則（昭和25年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表市長認印の項中「老人医療事務用」を「福祉医療事務用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成23年 2月28日揭示済）

告 示

奈良市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成23年 2月16日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	長引鷺谷線	月ヶ瀬長引447番2地先から	月ヶ瀬長引64番8地先まで	L=722.0 W=4.0~10.0

（平成23年 2月16日揭示済）

奈良市告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室

土木管理課において一般の縦覧に供します。

奈良市長 仲川元庸

平成23年2月16日

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	長引鷺谷線	月ヶ瀬長引447番2地先から	月ヶ瀬長引64番8地先まで	L=722.0 W=4.0~10.0

(平成23年2月16日揭示済)

奈良市告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成23年2月16日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成23年2月16日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	長引鷺谷線	月ヶ瀬長引447番2地先から	月ヶ瀬長引64番8地先まで	L=722.0 W=4.0~10.0

(平成23年2月16日揭示済)

奈良市告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・108大森高畑線の事業計画の認可に伴う図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成23年2月16日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

(平成23年2月16日揭示済)

奈良市告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・4奈良檀原線の事業計画の認可に伴う図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成23年2月16日

奈良市長 仲川元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

(平成23年2月16日揭示済)

奈良市告示第107号

平成22年奈良市告示第171号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成23年2月16日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成23年2月16日揭示済)

奈良市告示第108号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年2月17日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成23年2月17日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成23年2月17日揭示済)

奈良市告示第109号

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年2月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱(平成16年奈良市告示第336号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び一時金(以下これらを「訓練促進費等」という。)」を削り、「対象者」を「訓練促進費交付対象者」に改め、「(一時金の交付を受けようとする者においては、養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。))及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。))」及び「、20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母であって」を削り、同条第5号を削り、同条第4号中「訓練促進費の交付を受けようとする者においては、」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母であること。
第2条に次の1項を加える。

2 一時金の交付を受けることができる者(以下「一時金交付対象者」という。)は、養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)において、次のいずれにも該当するもので、かつ、当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、市内に住所を有するもので、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母であること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けていること又は児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。
- (3) 就職を容易にするために必要な資格として次条に定める資格を取得するため、養成機関において修業期間が2年以上のカリキュラムを修業し、当該資格の取得が見込まれる者であること。
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (5) 過去に一時金の交付を受けていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3条中「訓練促進費等」を「訓練促進費及び一時金(以下「訓練促進費等」という。)」に改める。

第5条第1号中「対象者の」を「訓練促進費交付対象者の」に改め、同号ア中「対象者」を「訓練促進費交付対象者」に、「103,000円」を「141,000円」に改め、同号イ中「55,000円」を「70,500円」に改め、同条第2号中「対象者」を「一時金交付対象者」に改める。

第7条第1項中「対象者」を「者(以下「訓練促進費交付申請者」という。)」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「対象者」を「訓練促進費交付申請者」に改め、同条第2項中「受けようとする者」の次に「(以下「一時金交付申請者」という。)」を加え、「第3号」を「第4号」に改め、同項第1号中の「対象者」を「一時金交付申請者」に、「できる者」を「できるもの」に改め、同項第2号中「対象者」を「一時金交付申請者」に改め、同項第3号中「対象者」を「一時金交付申請者」に、「できる者」を「できるもの」に改め、同項第4号中「対象者」を「一時金交付申請者」に改める。

附則第2項の見出しを「(平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業している者に係る訓練促進費の支給に関する特例措置)」に改め、同項中「まで修業している」を「までに修業している」に、「から平成24年3月分まで」を「以後の月分」に改め、「、第5条第1号ア中「103,000円」とあるのは「141,000円」と、同号イ中「51,500円」とあるのは「70,500円」と」を削る。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年2月18日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市母子家庭高等技能訓練促進費等交付要綱第2条の規定は、この告示の施行の日以後に一時金の交付を申請する者について適用し、同日前に一時金の交付を申請する者については、なお従前の例による。

(平成23年2月18日揭示済)

奈良市告示第110号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成23年2月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 実施区域 別図のとおり
- 2 実施期日 平成23年2月28日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号については、実施期日以降、奈良市市民活動部市民活動推進課において閲覧に供します。別図省略

(平成23年2月18日揭示済)

奈良市告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・124号大宮三条本町線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成23年2月18日

奈良市長 仲川 元 庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

（平成23年2月18日揭示済）

奈良市告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業7・4・100号三条線（上三条工区）の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成23年2月18日

奈良市長 仲川 元 庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

（平成23年2月18日揭示済）

奈良市告示第113号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・5・102号二条線及び3・4・112号油阪佐保山線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成23年2月18日

奈良市長 仲川 元 庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室街路課

（平成23年2月18日揭示済）

奈良市告示第114号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年2月21日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年2月21日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成23年2月21日揭示済）

奈良市告示第115号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成23年2月21日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 変更の年月日
平成23年2月28日
- 2 街区の区域及び街区符号
(1) 六条西三丁目、六条西五丁目及び六条西六丁目の各一部
別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び別図2省略

（平成23年2月21日揭示済）

奈良市告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年2月22日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
奈良会営薬局	奈良県奈良市紀寺町767-8	平成22年12月31日

（平成23年2月22日揭示済）

奈良市告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年2月22日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良会営薬局	奈良県奈良市紀寺町673-1	平成23年1月1日

（平成23年2月22日揭示済）

奈良市告示第118号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成23年 2月22日
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成23年 2月 1日 平成23年 2月 1日
名称	主たる事務所の所在地		
ケアサービス朱雀奈良	奈良県奈良市神殿町164-1 神殿マンション3号棟102号室		
株式会社朱雀	奈良県奈良市神殿町164-1		

(平成23年 2月22日揭示済)
奈良市告示第119号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。
平成23年 2月22日
奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	訪問介護ステーションオネスティ	奈良県奈良市大森町24アンテルナ奈良102号	有限会社オネスティ	平成23年 1月 1日
新	訪問介護ステーションオネスティ	奈良県奈良市西木辻町146-5 ハートフル21 102		
旧	エルケア株式会社エルケア奈良富雄ケアセンター	奈良県奈良市富雄元町二丁目3-29上田ビル102号	エルケア株式会社	平成23年 1月 1日
新	エルケア株式会社エルケア奈良富雄ケアセンター	奈良県奈良市富雄元町二丁目3-29上田ビル102号		

(平成23年 2月22日揭示済)
奈良市告示第120号
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。
平成23年 2月23日
奈良市長 仲川元庸

<p>1 地区計画等の種類 地区計画</p> <p>2 地区計画の名称 あやめ池遊園地跡地地区計画</p> <p>3 地区計画の位置 奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目及びあやめ池北三丁目の各一部</p>	<p>4 地区計画の区域 別紙図面のとおり</p> <p>5 地区計画の面積 約20.8ha</p> <p>6 地区計画の原案の縦覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市都市整備部都市計画室都市計画課</p> <p>7 地区計画の原案の縦覧期間 平成23年 2月24日から同年 3月10日まで</p> <p>8 地区計画の原案に対する意見の提出方法 この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成23年 3月17日までに必着するように提出してください。</p> <p>別紙省略</p>
---	--

(平成23年 2月23日揭示済)

奈良市告示第121号

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年2月23日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市結核予防事業補助金交付要綱（平成15年奈良市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第1条に規定する」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第11条第2号に掲げる」に改める。

第3条中「結核予防法（昭和26年法律第96号）第4条第1項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項」に改める。

別表中「結核予防法第4条第1項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成23年2月23日から施行する。

(平成23年2月23日揭示済)

奈良市告示第122号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年2月23日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年2月22日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年2月23日揭示済)

奈良市告示第123号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年2月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年2月24日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年2月24日揭示済)

奈良市告示第124号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年2月25日

奈良市長 仲川 元庸

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
渡辺建設株式会社	代表取締役 渡邊 新一	奈良市三条宮前町2番12号	平成23年 2月10日

(平成23年2月25日揭示済)

奈良市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成23年2月28日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成23年2月25日

奈良市長 仲川 元庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
六条西三丁目	六条西六丁目（一部）	六条西六丁目248の3、248の13から248の15まで及び249の5
六条西五丁目	石木町（一部）	石木町563の2から563の14まで、563の16から563の21まで、565の2、565の3及び565の8
六条西六丁目	石木町（一部）	石木町245の1、245の6及び245の10から245の23まで
青垣台一丁目	石木町（一部）	石木町118の11
青垣台二丁目	石木町（一部）	石木町118の3
石木町	青垣台一丁目（一部）	青垣台一丁目4913から4915まで及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部
	中町（一部）	中町5413の1、5413の2、5414の1、5414の2及び5415から5423まで

別図1及び別図2省略

(平成23年2月25日揭示済)

奈良市告示第126号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年2月25日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年2月25日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年2月25日揭示済)

奈良市告示第127号

平成23年3月7日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成23年2月28日

奈良市長 仲川 元庸

(平成23年2月28日揭示済)

奈良市告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年2月28日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
正木 一磨		柔道整復	平成23年 1月28日
朱雀のこころ整骨院（正木 一磨）	奈良県奈良市朱雀六丁目1-8		
正木 一磨		あんま	平成23年 1月28日 平成23年 1月28日
朱雀のこころ整骨院（正木 一磨）	奈良県奈良市朱雀六丁目1-8		
藤田 真衣		柔道整復	平成23年 2月14日
整骨院 らくらく（藤田 真衣）	奈良県奈良市大宮町二丁目2-23安村ビル1F		

(平成23年2月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年2月25日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 高杉 美根子
同 松石 聖一

青少年指導課

監査結果公表日 平成22年12月27日（奈良市監査委員告示第25号）

措置結果通知日 平成23年1月28日

【監査の結果】	【措置の内容】
黒髪山キャンプフィールドの用地は、土地開発公社から買戻されたが、買戻し面積と指定管理の協定書に記載された面積とが一致していなかった。速やかに正しい面積に訂正されたい。	監査結果を受け、奈良市黒髪山キャンプフィールドの管理に関する基本協定の面積を、土地開発公社から買戻した面積（公簿）に合わせ訂正しました。

(平成23年2月25日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第5号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年2月24日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
株式会社 石橋工業	代表取締役 石橋 千廣	奈良市大宮町三丁目2番46号	平成23年 2月22日

(平成23年2月24日揭示済)

奈良市水道局告示第6号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成23年2月24日

奈良市水道事業管理者
福村圭司(※受付人員が定員を超えたときは抽選となります。)
(平成23年2月25日揭示済)

名称	代表者氏名	所在地	指定日
石橋興産株式会社	代表取締役 石橋 千廣	奈良市大宮町三丁目 2番46号	平成23年 2月22日

(平成23年2月24日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第3号

平成23年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成23年2月25日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

1 日 時

平成23年3月3日(木)

午後1時30分から

2 場 所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成23年度予算要求内示額について

議 事

議案第52号 平成23年度奈良市立学校の教材使用の承認
について(※2月定例教育委員会において継続して
審議をすると決定した案件)

議案第55号 人事について

議案第56号 奈良市指定文化財の指定について

議案第57号 奈良市立富雄北小学校に学校運営協議会を
設置し、コミュニティ・スクールに指定す
ることについて議案第58号 奈良市立中学校通学区域の一部改正につ
いて議案第59号 奈良市立小学校通学区域の一部改正につ
いて議案第60号 奈良市高等学校進学支度金支給要綱の一部
改正について

議案第61号 人事について

議案第62号 奈良市立小学校及び中学校の施設の開放に
関する規則の一部改正について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 2
月～3月

(2) 奈良市指定文化財の所有者変更について

傍聴受付は、開催日の午後12時30分から午後1時20分
までで、定員は5名です。

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第4号

奈良市の投票区について(平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号)の一部を次のように改正し、平成23年2月28日から施行します。

平成23年2月18日

奈良市選挙管理委員会

委員長職務代理者 西久保 武志

第32投票区の項中「第64投票区及び」を削る。

第33投票区の項中「大安寺一丁目」を「八条一丁目、八
条二丁目、八条三丁目、大安寺一丁目」に改める。

第34投票区の項を削る。

第64投票区の項中「、中町(5,423番地、5,424番地)」
を削る。第74投票区の項中「(355番地から401番地まで)」を
「(第35投票区に属する区域を除く。)、八条四丁目、八条五
丁目」に改める。

(平成23年2月18日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第4号

奈良市農業委員会平成23年3月農政部会の会議を次の
とおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭
和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定
により告示します。

平成23年2月22日

奈良市農業委員会

農政部長 荻田 充宏

1 日時

平成23年3月2日(水) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 議題

(1) 第51号なら農業委員会だよりの発行について

4 報告

(1) 農業相談会実施結果について

(平成23年2月22日揭示済)